

真壁伝統的建造物群

保存地区がスタート

建物の工事・修理の際には
教育委員会にご相談を！



地区内で建物の外観を変更する場合には、教育委員会の許可が必要です。

平成15年の調査開始から7年目の今年9月28日、伝統的な町並みの残る真壁地区の中に、真壁伝統的建造物群保存地区を定め、伝統的な建物の保存と景観の整備を行ってゆくこととなりました。

保存対象となる地域

保存地区は真壁市街地の中央部にあたり、上宿町の一部、下宿町全域、高上町全域、仲町の一部、大和町全域です。(下図参照) この地区では、良好な景観を守るため、高層の建物など周囲の景観に調和しない建物は規制し、町並み景観に調和した修理や修景には補助を行います。

建物の外観変更には教育委員会の許可が必要です

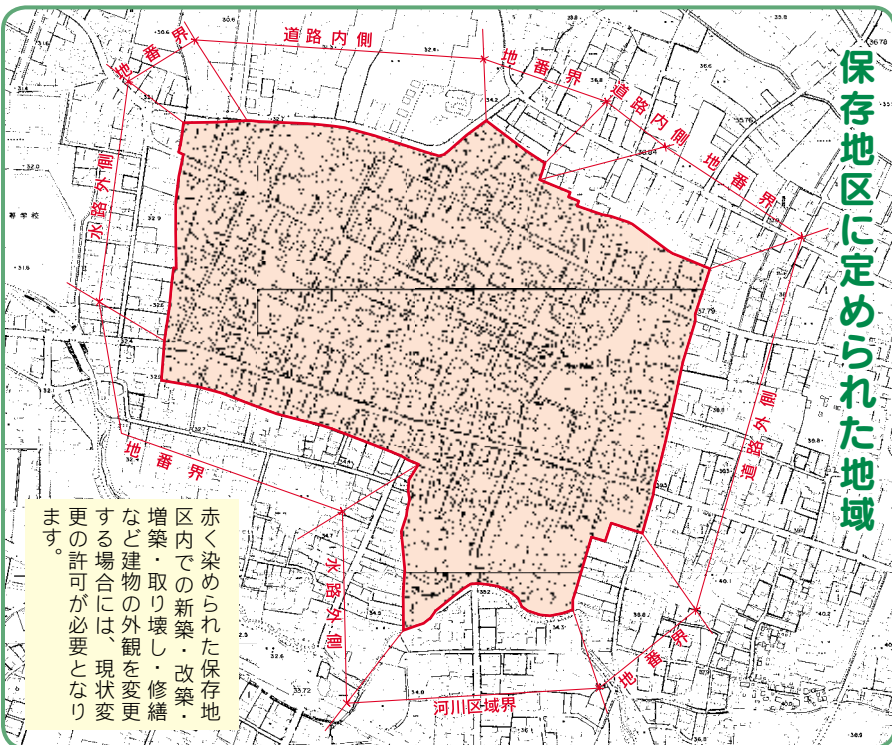
保存地区内では、新築・改築・増築・取り壊し・修繕など建物の外観を変更する場合には、現状変更の許可が必要となります。(緊急修理などを除く。)

地区内の皆様には保存計画書など関係書類を配布して参りますが、建物や門、塀など何らかの工事を行う場合は、まず教育委員会の文化生涯学

習課文化財係までご相談ください。

また、伝統的建造物の修理や、新築・改築の際の修景に対する補助制度もありますので、教育委員会へご相談ください。

今後、さらに国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けられるよう、申請を行う



赤く染められた保存地区内での新築・改築・増築・取り壊し・修繕など建物の外観を変更する場合には、現状変更の許可が必要となります。

予定です。国は日本にとって価値が高いと判断する伝統的建造物群保存地区として選定し、各種支援を行うことができます。市では、来年2月の申請を目指して準備を進めています。

■文化財係 ☎58-15111、75-13111、内線3224